

仙台市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十一日

仙台市長 郡 和子

仙台市規則第三十八号

仙台市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

仙台市区役所事務分掌規則（平成元年仙台市規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 区役所（公所を除く。）</p> <p>第一節 組織（第二条）</p> <p>第二節 事務分掌（第三条—第五条）</p> <p>第三章 公所</p> <p>第一節 公所（第六条）</p> <p>[新設]</p> <p>第二節 第一種公所（<u>第七条—第十条</u>）</p> <p>第三節 第二種公所（<u>第十一条</u>）</p> <p>第四節 第三種公所（<u>第十二条</u>）</p> <p>第四章 職員（<u>第十三条・第十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（保健福祉センターの課）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 家庭健康課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一～九 略]</p> <p>[新設]</p> <p>3 保育給付課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童手当に関すること</p> <p>二 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること（<u>子ども若者局子ども家庭部子ども支援給付課</u>の所管に属するものを除く。）</p> <p>三 [略]</p> <p>四 小児慢性特定疾病対策に関すること（<u>子ども若者局子ども家庭部子ども家庭保健課</u>の所管に属するものを除く。）</p> <p>五 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[4～6 略]</p> <p>7 保護第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活困窮者の自立支援に関すること（健康福祉局地域福祉部保護自立支援課の所管に属するものを除く。）</p> <p>二 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している<u>もの、行旅病人及び行旅死亡人</u>に関すること</p> <p>[8・9 略]</p> <p>（建設部の課）</p> <p>第五条 公園課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 公園緑地の境界に関すること</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 区役所（公所を除く。）</p> <p>第一節 組織（第二条）</p> <p>第二節 事務分掌（第三条—第五条）</p> <p>第三章 公所</p> <p>第一節 公所（第六条）</p> <p>第二節 特別公所（<u>第七条—第十一条</u>）</p> <p>第三節 第一種公所（<u>第十二条・第十三条</u>）</p> <p>第四節 第二種公所（<u>第十四条</u>）</p> <p>第五節 第三種公所（<u>第十五条</u>）</p> <p>第四章 職員（<u>第十六条・第十七条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（保健福祉センターの課）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 家庭健康課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一～九 略]</p> <p>十 <u>子ども家庭センターに関すること（保育給付課の所管に属するものを除く。）</u></p> <p>3 保育給付課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童手当に関すること</p> <p>二 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること（<u>子ども若者局子育て支援推進部子ども支援給付課</u>の所管に属するものを除く。）</p> <p>三 [略]</p> <p>四 小児慢性特定疾病対策に関すること（<u>子ども若者局子育て支援推進部子ども家庭保健課</u>の所管に属するものを除く。）</p> <p>五 [略]</p> <p>六 <u>子ども家庭センターに関すること（家庭健康課の所管に属するものを除く。）</u></p> <p>[4～6 略]</p> <p>7 保護第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活困窮者の自立支援に関すること（健康福祉局地域福祉部保護自立支援課の所管に属するものを除く。）</p> <p>二 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している<u>もの</u>に関すること</p> <p>[8・9 略]</p> <p>（建設部の課）</p> <p>第五条 公園課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p>

二 公園施設の設置及び管理の許可に関すること（野草園、八木山動物公園、七北田公園（野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。）、向山中央公園、高砂中央公園及び青葉山公園（追廻地区及び竜ノ口地区の区域に限る。）に係るものを除く。）

三 公園の占用及び行為の許可に関すること（野草園、八木山動物公園、七北田公園（野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。）、向山中央公園、高砂中央公園及び青葉山公園（追廻地区及び竜ノ口地区の区域に限る。）に係るもの並びに仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）に規定する指定管理者が行う業務を除く。）

四 有料公園施設の利用許可に係る使用料の徴収、滞納及び還付に関すること（野草園、八木山動物公園、野外音楽堂及び高砂中央公園に係るもの並びに仙台市都市公園条例に規定する指定管理者が行う業務を除く。）

[五～十七 略]

[2～5 略]

第三章 公所

第一節 公所

第六条 公所は、次のとおりとする。

所属	公所名	公所の種類
青葉区役所	宮城総合支所	第一種公所
太白区役所	秋保総合支所	第一種公所
青葉区役所まちづくり推進部	青葉区中央市民センター	第二種公所
宮城野区役所まちづくり推進部	宮城野区中央市民センター	第二種公所
若林区役所まちづくり推進部	若林区中央市民センター	第二種公所
太白区役所まちづくり推進部	太白区中央市民センター	第二種公所
泉区役所まちづくり推進部	泉区中央市民センター	第二種公所
青葉区役所区民部戸籍住民課	仙台駅前サービスセンター	第三種公所

[新設]

二 公園施設の設置及び管理の許可に関すること（仙台市都市公園条例施行規則（昭和四十一年仙台市規則第二十二号）第二条各号に掲げる都市公園に係るものを除く。）

三 公園の占用及び行為の許可に関すること（仙台市都市公園条例施行規則第二条各号に掲げる都市公園に係るもの並びに仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）に規定する指定管理者が行う業務を除く。）

四 有料公園施設の利用許可に係る使用料の徴収及び還付に関すること（野草園、八木山動物公園、野外音楽堂及び高砂中央公園に係るもの並びに仙台市都市公園条例に規定する指定管理者が行う業務を除く。）

[五～十七 略]

[2～5 略]

第三章 公所

第一節 公所

第六条 公所は、次のとおりとする。

所属	公所名	公所の種類
青葉区役所	宮城総合支所	特別公所
太白区役所	秋保総合支所	第一種公所
青葉区役所まちづくり推進部	青葉区中央市民センター	第二種公所
宮城野区役所まちづくり推進部	宮城野区中央市民センター	第二種公所
若林区役所まちづくり推進部	若林区中央市民センター	第二種公所
太白区役所まちづくり推進部	太白区中央市民センター	第二種公所
泉区役所まちづくり推進部	泉区中央市民センター	第二種公所
青葉区役所区民部戸籍住民課	仙台駅前サービスセンター	第三種公所

第二節 特別公所

（宮城総合支所）

第七条 宮城総合支所の組織は、次のとおりとする。

区民部

総務課 税務住民課

まちづくり推進部

まちづくり推進課 地域活性化推進室

保健福祉部

管理課 保健福祉課 障害高齢課 保険年金課

建設部

公園課 道路課

（区民部の課）

第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第三条の二第一項第三号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事務

二 宮城総合支所の事務事業の総合調整に関すること

三 本庁又は区役所と宮城総合支所との連絡調整の総括に関

すること

四 青葉区の広報（宮城総合支所の所管区域に係るものに限る。）に関すること（総務局広報課の所管に属するものを除く。）

五 青葉区の施策（宮城総合支所の所管区域に係るものに限る。）の企画調査に関すること

六 宮城総合支所内の予算及び決算に関すること

七 宮城総合支所内事務及び部内事務の連絡調整に関すること

2 税務住民課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第三条の二第三項各号（第九号を除く。）及び第五項各号に掲げる事務

二 吉成証明発行センターに関すること（庁舎の管理に関するものを除く。）

（まちづくり推進部の課及び室）

第九条 まちづくり推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第三条の三第三項各号（第九号を除く。）及び第五項各号に掲げる事務

二 広瀬文化センターに関すること

三 部内事務の連絡調整に関すること

2 地域活性化推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第三条の三第四項第六号から第八号までに掲げる事務

二 地域課題の解決に資する事業の企画、調整及び推進に関すること

三 定義交流センターに関すること

（保健福祉部の課）

第十条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第四条第一項第五号、第七号及び第八号、第六項各号並びに第九項第二号に掲げる事務

二 部内事務の連絡調整に関すること

2 保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第四条第一項第二号、第二項各号（第十号を除く。）及び第三項各号（第六号を除く。）に掲げる事務

二 こども家庭センターに関すること

3 障害高齢課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第四条第四項各号（第四号及び第十三号を除く。）及び第五項第一号に掲げる事務

二 心身障害者に対する医療費の助成（医療費の支給を除く。）に関すること

4 保険年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第四条第八項各号に掲げる事務

（建設部の課）

第十一条 公園課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第五条第一項各号（第四号を除く。）、第三項第九号及び第五項第十九号に掲げる事務

2 道路課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第五条第三項各号（第七号及び第九号を除く。）に掲げる事務

二 道路の占用許可に関すること

三 防雪センターに関すること

第二節 第一種公所

(宮城総合支所)

第七条 宮城総合支所に次の課及び室を置く。

総務課

まちづくり推進課

地域活性化推進室

税務住民課

管理課

保健福祉課

障害高齢課

保険年金課

公園課

道路課

第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 文書事務の管理に関すること
- 二 工事その他の請負契約及び物品の売買契約に関すること
- 三 庁舎及び自動車の管理に関すること
- 四 統計調査に関すること
- 五 他の行政機関との連絡調整に関すること
- 六 総合支所内の予算及び決算に関すること
- 七 総合支所内事務の連絡調整に関すること

2 まちづくり推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地域の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること
- 二 地域スポーツ及び地域文化の振興に関すること
- 三 自治組織及び自治活動の振興に関すること
- 四 住居表示及び町字の変更の証明に関すること
- 五 住居表示の維持管理に関すること
- 六 区民協働まちづくり事業に関すること
- 七 地域づくり活動に関すること
- 八 市民活動補償制度に関すること
- 九 災害対策に関すること
- 十 防犯に関すること
- 十一 空家等の適切な管理に関すること
- 十二 交通安全対策に関すること
- 十三 交通指導隊に関すること
- 十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること
- 十五 広聴に関すること
- 十六 市民相談に関すること
- 十七 コミュニティ・センター及び広瀬文化センターに関すること

3 地域活性化推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地域課題の解決に資する事業の企画、調整及び推進に関すること
- 二 観光宣伝に関すること
- 三 観光施設の管理に関すること
- 四 観光関係団体等との連絡調整に関すること
- 五 定義交流センターに関すること

4 税務住民課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 市税、個人の県民税、県宿泊税及び森林環境税に係る証明

第三節 第一種公所

[削る]

[削る]

に関すること

- 二 固定資産課税台帳の閲覧に関すること
- 三 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること
- 四 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること
- 五 現金の記録管理に関すること
- 六 支出負担行為の確認に関すること
- 七 個人の市民税及び県民税の申告に関すること
- 八 軽自動車税の申告に関すること（原動機付自転車及び小型特殊自動車に係るものに限る。）
- 九 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること
- 十 自動車の臨時運行許可に関すること
- 十一 戸籍に関すること
- 十二 住民基本台帳に関すること
- 十三 個人番号カードの交付に関すること
- 十四 印鑑登録に関すること
- 十五 電子証明書の提供に関すること
- 十六 埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること
- 十七 人口動態調査に関すること
- 十八 転入学児童生徒に対する学校の指定に関すること
- 十九 吉成証明発行センターに関すること（庁舎の管理に関するものを除く。）

5. 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 災害見舞金の支給に関すること
- 二 墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬又は火葬に係る市長の義務に係る調整に関すること
- 三 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること
- 四 生活困窮者の自立支援に関すること（健康福祉局地域福祉部保護自立支援課の所管に属するものを除く。）
- 五 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活しているもの、行旅病人及び行旅死亡人に関すること
- 六 保護世帯等緊急援護資金の貸付けに関すること
- 七 生活衛生に関すること

6. 保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童、母子、父子及び寡婦の福祉に関すること（他課の所管に属するものを除く。）
- 二 こども家庭総合相談に関すること
- 三 要保護児童対策に関すること
- 四 青少年等の健全育成に関すること
- 五 女性支援に関すること
- 六 児童手当に関すること
- 七 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること（こども若者局こども家庭部こども支援給付課の所管に属するものを除く。）
- 八 こども及び母子・父子家庭に対する医療費の助成（医療費の支給を除く。）に関すること
- 九 小児慢性特定疾病対策に関すること（こども若者局こども

家庭部子ども家庭保健課の所管に属するものを除く。)

十 保育施設等の利用に関すること(子ども若者局幼稚園・保育部認定給付課の所管に属するものを除く。)

十一 地域保健の推進に関すること

十二 母子保健に関すること

十三 疾病の予防に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

十四 健康増進に関すること

十五 健康診査(国民健康保険事業の特定健康診査及び特定保健指導を含む。)に関すること

7 障害高齢課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 障害者及び高齢者の保健福祉に関すること

二 高齢者総合相談に関すること

三 障害者総合相談に関すること

四 介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費等の支給の決定に関すること(健康福祉局障害福祉部北部発達相談支援センター及び南部発達相談支援センターの所管に属するものを除く。)

五 自立支援医療費(更正医療に係るものに限る。)、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給の決定に関すること

六 補装具費の支給に関すること

七 地域生活支援事業の利用に関すること

八 難病対策に関すること(健康福祉局障害福祉部障害者総合支援センターの所管に属するものを除く。)

九 敬老行事及び敬老祝金に関すること

十 敬老乗車証の交付に関すること

十一 介護保険に関すること(健康福祉局保険高齢部収納対策室の所管に属するものを除く。)

十二 障害者ふれあい乗車証、障害者福祉タクシー利用券及び障害者自家用車燃料費助成券の交付に関すること

十三 心身障害者に対する医療費の助成(医療費の支給を除く。)に関すること

十四 老人憩の家に関すること

8 保険年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 国民健康保険に関すること(健康福祉局保険高齢部収納対策室の所管に属するものを除く。)

二 国民年金に関すること

三 特別障害給付金に関すること

四 年金生活者支援給付金に関すること

五 後期高齢者医療に関すること(健康福祉局保険高齢部収納対策室の所管に属するものを除く。)

9 公園課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 道路及び公園緑地の境界に関すること

二 公園施設の設置及び管理の許可に関すること

三 公園の占用及び行為の許可に関すること

四 公共物の管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

五 農業用財産の管理に関すること

六 都市公園(住区基幹公園等に限る。)の整備に関すること

七 公園施設の改良及び維持管理に関すること

- 八 公園緑地の改良及び維持管理に関すること
- 九 公共施設の緑化に関すること
- 十 街路樹の植栽及び維持管理に関すること
- 十一 公園緑地及び農業用施設の巡回及び応急補修に関すること
- 十二 公園緑地における違法占有物件及び不法投棄物の撤去に関すること
- 十三 農業水利施設、農道その他農業関係公共物の維持管理及び改良に関すること
- 十四 農業用施設の災害復旧に関すること（小規模なものに限る。）
- 十五 公園愛護協力会に関すること
- 十六 落書きの防止対策に関すること
- 十七 建設事務の連絡調整に関すること

10 道路課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 道路（国道、県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築並びに道路の管理及び維持修繕（建設局道路部道路施設課の所管に属するものを除く。）に関すること
- 二 橋梁の新設、改築及び維持修繕に関すること
- 三 交通安全施設等の整備に関すること
- 四 道路及び橋梁の災害復旧工事に関すること
- 五 道路の巡回及び応急補修に関すること
- 六 道路における違法占有物件及び不法投棄物の撤去に関すること
- 七 道路の占用許可に関すること
- 八 路線の認定、廃止及び変更に係る調査に関すること
- 九 道路工事に伴う通行制限及び道路幅員証明に関すること
- 十 道路の除雪及び凍結防止（建設局道路部道路施設課の所管に属するものを除く。）並びに清掃に関すること
- 十一 自転車等の放置の防止に関すること
- 十二 市街灯の設置及び維持管理に関すること
- 十三 私道及び街路灯の整備に係る補助に関すること
- 十四 防雪センターに関すること

（秋保総合支所）

第九条 [略]

第十条 [1・2 略]

3 保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一・二 略]

- 三 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること（こども若者局こども家庭部こども支援給付課の所管に属するものを除く。）

[四～二十五 略]

4 [略]

第三節 第二種公所

（区中央市民センター）

第十一条 [略]

第四節 第三種公所

第十二条 [略]

第四章 職員

（職員）

（秋保総合支所）

第十二条 [略]

第十三条 [1・2 略]

3 保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一・二 略]

- 三 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること（こども若者局子育て支援推進部こども支援給付課の所管に属するものを除く。）

[四～二十五 略]

4 [略]

第四節 第二種公所

（区中央市民センター）

第十四条 [略]

第五節 第三種公所

第十五条 [略]

第四章 職員

（職員）

第十三条 区役所（公所を除く。）においては、部に部長、保健福祉センターに所長、課に課長、室に室長を置く。

2 [略]

3 区役所、部及び保健福祉センターに参事を置くことができる。

4 [略]

5 区役所、部、保健福祉センター並びに区役所（公所を除く。）の課及び室に担当課長、主幹、係長、担当係長、調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任及び主任を置くことができる。

6 [略]

7 公所の課に課長、室に室長を置く。

[新設]

8 公所並びに公所の課及び室に担当課長、主幹、係長、担当係長、調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任及び主任を置くことができる。

[新設]

[9・10 略]

(職責)

第十四条 [1・2 略]

3 公所の長並びに公所の支所次長、参事、課長、室長、主幹、係長、調整監、専門監、副主幹及び主査は、それぞれ上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

[4・5 略]

[新設]

第十六条 区役所（公所を除く。次項、第三項及び第五項において同じ。）においては、部に部長、保健福祉センターに所長、課に課長、室に室長を置く。

2 [略]

3 区役所、区役所の部及び保健福祉センターに担当部長及び参事を置くことができる。

4 [略]

5 区役所、区役所の部、保健福祉センター並びに区役所の課及び室に担当課長、主幹、係長、担当係長、調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任及び主任を置くことができる。

6 [略]

7 公所の部に部長、課に課長、室に室長を置く。

8 公所の部に担当部長及び参事を置くことができる。

9 公所、公所の部並びに公所の課及び室に担当課長、主幹、係長、担当係長、調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任及び主任を置くことができる。

10 特別公所に理事、担当部長及び参事を置くことができる。

[11・12 略]

(職責)

第十七条 [1・2 略]

3 公所の長並びに公所の支所次長、部長、参事、課長、室長、主幹、係長、調整監、専門監、副主幹及び主査は、それぞれ上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

[4・5 略]

6 宮城総合支所長に事故があるとき又は宮城総合支所長が欠けたときは、支所次長（支所次長を置かない宮城総合支所にあつては、区民部長）がその職務を代理する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(総務局人材育成部人事課)